

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」  
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (1)公共施設の適正利用の確保
実施計画内容	<p>○施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。</p> <p>○撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。</p>
(1)事業実績	<p>○施設管理者としてホームレスへの退去指導と支障物件の撤去指導を行うとともに、巡回相談指導事業との合同巡視を実施。</p> <p>○道路施設のホームレス人数 平成25年度……………8人 平成26年度……………7人 平成27年度……………9人 平成28年度……………7人 平成29年度……………4人</p>
(2)事業効果	○パトロールの実施や撤去指導等の結果、道路施設におけるホームレス人数が平成25年度に比べ4人減少している。
(3)課題・問題点	<p>○ホームレスと接触できたとしてもコミュニケーションが取れない場合もあり、法令等に基づく施設管理上の指導等が円滑に進まないことがある(長期滞留や公共施設を点々と移動する者もいる)。</p> <p>○ホームレスが滞留することにより、近隣住民等から施設管理者に対して、すみやかに対応するように要望されることがある。</p> <p>○不法占用物件をホームレス自身が撤去することが少なく、撤去作業等が施設管理者の負担となる(すみやかに撤去しなければ新たなホームレスが起居したり、放火等の事故につながる原因となる)。</p>
(4)今後の取り組み方向	○パトロール等の実施によりホームレス数の減少に一定の効果を挙げていることから、適正な施設管理を行うために、引続き市町村の関係部局と連携して指導等を進めていく。
担当部室課	都市整備部交通道路室道路環境課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」  
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (2)災害時の適切な措置
実施計画内容	○ホームレスに被害が及ぶおそれのある洪水などの災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業との連携により、迅速かつ適切な措置を講じます。
(1)事業実績	○居住に適さない危険な箇所であるため、すみやかに退去するように指導を行っている。
(2)事業効果	○洪水等によって被災する危険性を告知し、ホームレスの被害予防と退去指導を同時に行うことが可能となる。
(3)課題・問題点	○居所を点々と移動することも多いため、災害時にホームレスの被災の有無を把握することは困難。
(4)今後の取り組み方向	○パトロール等で発見した際、居住箇所の危険性をホームレスに伝え、すみやかに退去するように指導を行う。
担当部室課	都市整備部交通道路室道路環境課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」  
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (3)福祉など関係機関との連携の確保
実施計画内容	○ 撤去指導の実施にあたり、施設管理者は市町村の関係行政機関や巡回相談指導事業との連絡・調整により、ホームレス自立支援施策との連携を図り、早期の段階で福祉サービスや保健医療施策につなぐことができるよう努めます。
(1)事業実績	○年に1度巡回相談指導事業と情報交換会を開催。 ホームレスと話をする度に、関係機関へ連絡し、情報共有を行った。 ○巡回相談指導事業と合同巡視を実施。
(2)事業効果	○保健・福祉と施設管理の両面から指導等を行うことを通じて、自立支援と安全確保が効果的に進められる。
(3)課題・問題点	○居所を点々と移動することも多いため、合同巡視日にホームレスと接触できないことも多い。
(4)今後の取り組み方向	○ホームレスに対する自立支援が円滑に進むよう、引続き、巡回相談指導事業や関係機関との連携・情報交換を進める。
担当部室課	都市整備部交通道路室道路環境課